

# 大同工業株式会社定款

石川県加賀市熊坂町イ197番地

大同工業株式会社

# 第1章 総 則

## (商 号)

第1条 当会社は大同工業株式会社と称し、英文では DAIDO KOGYO CO., LTD. と表示する。

## (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 産業機械用並びに輸送機器用各種チェーン、ベルト、その他伝導品の製造及び販売
2. 自動車用・二輪車用・農業機械用車輪並びにその他関連部品の製造及び販売
3. 各種輸送用機械装置並びに各種電気・電子・通信機器装置の製造、販売並びに設計、保守及び設置工事の請負
4. 土木・建築用材の製造及び販売並びに建設工事の設計、請負
5. 各種ロボット、レーザー利用装置の製造及び販売
6. 工作機械器具、工具、金型の製造及び販売
7. 各種自動保管棚、自動倉庫、立体駐車設備、階段昇降装置、複写機部品及び生ゴミ処理機、堆肥製造機などの環境設備機器の製造、販売並びに設計、保守及び設置工事の請負
8. 鉄鋼・非鉄金属、セラミックスの資材及び製品の販売
9. 包装資材、梱包資材の製造及び販売
10. 工業薬品、油脂製品、ゴム製品、その他化学製品の販売
11. 福祉機器、日用品雑貨、たばこ、米、切手、印紙の販売
12. 撃発油、潤滑油、高圧ガス類、液化石油ガス、その他石油製品の販売及びガソリンスタンドの経営
13. 自動車、建設荷役車輌の整備、販売及びその他関連部品の販売
14. 労働安全衛生法による特定自主検査業
15. 陸上運送業及び運送取扱業
16. 警備保障業
17. 生命保険募集業及び損害保険代理業
18. 清掃業及び産業廃棄物収集運搬業
19. アイ・エス・オ一規格（品質マネジメントシステム及び環境マネジメントシステムに関する国際規格）に関わる審査及び取得コンサルティング業
20. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の運営、管理及びその居住者に対する食事の提供、家事援助等の高齢者生活支援業務
21. 前各号に附帯または関連する一切の業務及び物品の輸出入業

## (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を石川県加賀市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行  
使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しな  
ければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会  
において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以  
上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了す  
る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最  
終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査  
等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する  
時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任  
決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの  
に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選  
定する。

2. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取  
締役社長、取締役副社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を定めることがで  
きる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(顧問および相談役)

第 26 条 取締役社長は必要により取締役会の決議によって、顧問および相談役を委嘱することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会規則)

- 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

- 第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

- 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### (中間配当)

- 第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

- 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 買収防衛策

### (買収防衛策の導入等)

第36条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、取締役会のほか株主総会においても決定することができる。

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

### (新株予約権無償割当ての決定機関)

第37条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。

2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 附 則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第127期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。